

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用 (国税 24) (法人税：義) (地方税 20) (法人住民税：義、法人事業税：義)	
2	要望の内容	「東日本大震災事業者再生支援機構」(以下、「震災支援機構」という。)や「産業復興機構」(以下、「復興機構」という。)が単独で債権放棄を行う場合についても、「企業再生税制」の適用(評価損の損金参入、期限切れ欠損金の優先利用)を受けられるようにすること。  (法人税法第 25 条第 3 項、第 33 条第 4 項、第 59 条第 2 項、同施行令第 24 条の 2、第 68 条の 2)	
3	担当部局	金融庁監督局銀行第二課	
4	評価実施時期	平成 24 年 7 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	震災支援機構及び復興機構(以下「両機構」)による支援が行われる期間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、両機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで、その再生を支援する。  《政策目的の根拠》 震災支援機構： 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成 23 年法律第 113 号)  復興機構： ・二重債務問題への対応方針(平成 23 年 6 月 17 日関係閣僚会合) ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 両機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。
8	有効性等	① 適用数等	両機構が債権を買取った被災事業者の大半を見込んでいる。
		② 減収額	— ※減収額は、事業者の資産の評価損益額、青色欠損金額、期限切れ欠損金額に依存するが、これらの金額は個別企業ごとに全く異なるもので、事前に金額を推計することは不可能であり、算定が困難。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月) 資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、両機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月) 資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、両機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められているが、青色欠損金に優先されないため、青色欠損金がない、又は債務免除益に比して青色欠損金の額が小さい事業者にしか適用されず効果は限定的であると見込まれる。  《税込減を是認するような効果の有無》 両機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することができる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	両機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	震災の影響により、事業性はあるが過剰債務で苦しんでいる事業者に対し、当該措置を適用することで、債務の負担が軽減され、事業再生が促進されるため、地域の雇用の確保や地域の活性化、更には被災地域の復興につながるものであり、相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—